

# 介護老人保健施設シルバーランド

## 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設シルバーランド
- ・開設年月日 平成3年10月19日
- ・所在地 小野市葉多町字道町261番地の1  
神戸電鉄「葉多」駅 徒歩7分
- ・電話番号 (0794)63-5628 FAX番号(0794)63-8663
- ・メール silverland@coda.ocn.ne.jp
- ・管理者名 理事長 依藤兼太郎
- ・介護保険指定番号 2851980017号

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [介護老人保健施設 シルバーランド の運営方針]

- ①利用者様への接遇について従業員教育を徹底しています。
- ②生活の場でなく療養、訓練の場として考えプログラムを組んでいます。
- ③認知症の方の受け入れについて制限はありませんが、暴力行為等他の利用者様の妨げとなる場合はお受けできません。

#### (3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
・医師	1人	1人	利用者及び施設の保健衛生管理
・薬剤師		1人	薬の管理・調剤

・理学療法士	2人	1人	心身の機能の維持・回復
・作業療法士	1人	1人	
・看護職員	5人		利用者の疾病・看護
・介護職員	10人	1人	利用者の身の回りの介護
・支援相談員	1人		利用者及び家族の処遇上の相談
・管理栄養士	1人		食事と栄養指導
・事務職員	1人		経理・企画・総務・人事他
・その他		3人	清掃・修繕

(4) 通所定員 60名 (介護予防サービス定員を含む)

## 2 サービス内容

- ① 通所リハビリテーションの計画の立案
- ② 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ③ 食事 昼食12時から
- ④ 入浴 (一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には昇降機等で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス (有料)
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス (何らかの理由により、ご家族のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合等に適用)
- ⑬ その他

\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

## 3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力いただいております。

#### 協力医療機関

- ・ 名 称 北播磨総合医療センター
- ・ 住 所 小野市市場町926-250

◇なお、緊急の場合には、緊急連絡先用紙にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 4 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 ご利用時間内でお願ひします。
- ・ 飲酒 禁止しています。
- ・ 火気の取扱い 禁止しています。
- ・ 金銭、貴重品の管理 原則として持ち込みを禁止しています。
- ・ 宗教活動 禁止しています。
- ・ ペットの持ち込み 禁止しています。
- ・ 食事 食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

◇食費は保険給付以外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている為、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、特段の事情が無い限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。

#### 5 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 消防訓練 年2回

#### 6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

#### 7 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。（電話0794-63-5628 担当：山形）

要望や苦情なども支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。施設に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理

者に直接お申し出いただくこともできます。

また、市町及び国民健康保健団体連合会の相談窓口にも直接お申し出いただくこともできます。

#### 8 損害保険への加入

不測の事故に備え損害保険に加入しています。対象となるのは当施設が行う通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションに起因する事故です。（お支払いの対象とならない事故もございます）

#### 9 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。